

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会（以下「本連絡会」という）の会員に関する事項を定める。

(正式加盟学協会会員及びオブザーバー学協会会員資格と審査)

第2条 正式加盟学協会会員及びオブザーバー学協会会員の資格は以下のとおりとする。

- (1) 学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体であること
 - (2) 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること
 - (3) 科学者、技術者により構成されている団体であること
 - (4) 構成員の資格を、特定の地域や、大学、研究機関に限っていないこと
 - (5) 構成員が 100 人を下回らないこと
 - (6) 学術研究の向上発達を図るための活動が引き続き 3 年を超えて行われていること
 - (7) 構成員による学術研究の発表または、討論のための集会を年 1 回以上開催していること
 - (8) 学術研究論文発表のための刊行物を年 1 回以上刊行していること
- 2 オブザーバー学協会会員は、新入会の学協会に原則として限定し、本連絡会への入会日から3年間とし、3年を経過した日の次の会計年度当初日（11月1日）に自動的に正式加盟学協会会員となる。
- 3 正式加盟学協会会員およびオブザーバー学協会会員の入会は総務委員会にてその資格を審査し、運営委員会にてその可否を決定、承認する。

(個人会員の資格と審査)

第3条 個人会員の資格は以下のとおりとする。

- (1) 本連絡会にて、一以上のワーキンググループの委員として活動する個人であること
 - (2) 総会にて本人によるワーキンググループ活動の成果を報告できること
- 2 個人会員の入会は総務委員会にてその資格を審査し、入会は運営委員会にてその可否を決定、承認する。
- 3 個人会員の再入会は認める。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

この規定は、一般社団法人男女参画学協会連絡会としての登記の日から適用する。

附 則

この改正は、総会で議決された日（令和4年3月29日）から施行する。

附 則

この改正は、運営委員会で承認された日（令和7年8月29日）から施行する。